

平成27年伯耆町
第4回定例会

条例等議案説明資料概要



平成27年9月

伯耆町 総務課

議案番号	物品購入契約の締結について
56	
(提案理由及び概要)	
1. 理由 小型動力消防ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求める。	
2. 概要	
購入物品： 小型動力消防ポンプ付積載車 1台	
納入場所： 伯耆町吉長	
購入価格： 金14,613,770円	
契約相手方：住 所 鳥取市古海356番地1	
名 称 株式会社 吉谷機械製作所	
代表者氏名 取締役社長 吉谷 典雄	

物品購入契約の締結について

平成 27 年 9 月 2 日
議 会 全 員 協 議 会
提 出 課 : 総 務 課

事業名	工事（業務）名	施工位置	予定価格（円）	請負者所在地 商号又は名称 代表者職氏名	契約年月日 着工年月日 完成年月日	工 事 概 要	入 札 状 況		担 当 課
			請負代金（円） （請負率）				実施年月日	指名業者名	
消防ポンプ自動車購入業務	小型動力消防ポンプ付積載車購入業務	吉長	15,660,000	鳥取市古海356番地1 株式会社 吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷 典雄	平成27年8月7日 （仮契約）	小型動力消防ポンプ付積載車 1台	H27.8.7 入札回数 1回	株式会社 モリタ 株式会社 吉谷機械製作所 株式会社 米子消防器具商会 有限会社 岩谷ポンプ製作所 株式会社 吉備総合電設	総務課
			13,500,000		本契約締結日の翌日				
			(86.0%)		H28.3.25				

<< 契約額 >>
 落札額 13,500,000 円
 消費税 1,080,000 円
 法定費用 33,770 円
 合 計 14,613,770 円

議案番号	伯耆町個人情報保護条例の一部改正について
57	
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、全ての住民に個人番号が付されることに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の取扱いについて定める。
2. 概要	<p>(1) 個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義する。</p> <p>※特定個人情報は、個人情報の一部となります。よって、「個人情報」には、「特定個人情報」も含まれます。</p> <p>(2) 特定個人情報は、次に掲げる場合を除き、その収集した目的以外の目的のための利用を禁止する。</p> <p>ア 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>イ 番号法で、特定個人情報を利用することができる定められた事務において、町の実施機関内部で利用するとき。（他団体間での利用については、番号法の規定により可能であるが、内部利用については、条例の規定が必要となります。）</p> <p>(3) 特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときなどを除き、その提供を禁止する。</p> <p>(4) 特定個人情報の開示請求は、本人、法定代理人又は本人の委任による代理人ができることとする。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p>
3. 施行期日	平成27年10月5日

議案番号	伯耆町税条例の一部改正について
58	
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されるため、伯耆町税条例の一部を改正する。
2. 概要 (改正内容)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、税申告等の様式を変更する。</p> <p>【現行】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 申告者等の住所及び氏名又は名称 </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</p> <p>【改正後】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 申告者等の住所、氏名又は名称及び個人番号 </div>
3. 施行期日	平成28年1月1日

議案番号	伯耆町手数料徴収条例の一部改正について
59	
(提案理由及び概要)	
1. 理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成27年10月5日（一部の規定については平成28年1月1日）に施行されるに伴い、所要の改正を行う。	
2. 概要 (1) 住民基本台帳カード交付手数料は12月31日をもって削除し、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を加える。 ア 通知カード再交付手数料 1枚につき500円 イ 個人番号カード再交付手数料 1枚につき800円	
3. 施行期日 ア 通知カード再交付手数料 平成27年10月5日 イ 個人番号カード再交付手数料 平成28年1月1日	

議案番号	伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
60	
(提案理由及び概要)	
1. 理由 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が制定され、共済年金が厚生年金に統一されることから所要の改正を行う。	
2. 概要 (1) 他の法令による給付との調整を定めた規定中「障害共済年金」及び「遺族共済年金」を削る。（適用除外とする括弧書き中の字句を削るため内容に変更はない。） (2) その他所要の改正を行う。	
3. 施行期日 平成27年10月1日	

議案名等	伯耆町遊学館条例等の一部改正について
61	

(提案理由及び概要)

1. 理由

遊学館の有効利用を図るため、遊学館の会議室2の利用料金を新たに設定する。

2. 概要

遊学館の「会議室2」について、事務所として独占的に1ヶ月以上利用する利用料金を18,000円とし、利用料を徴収するため、次の条例の一部を改正する。

【改正条例】

伯耆町遊学館条例（平成17年伯耆町条例第21号）の一部改正

伯耆町遊学館条例の一部を改正する条例（平成18年伯耆町条例第31号）の一部改正

①利用料金 別表（第8条関係）

※料金の変更は下線の部分を追加

室名	1時間あたり利用料金				独占的に1ヶ月以上利用する場合
	開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外	入場料を徴収するとき		
			開館日の9時から17時まで	休館日及び開館日の9時から17時以外	
会議室1	200円	400円	400円	800円	1ヶ月当たり27,000円
会議室2	200円	400円	400円	800円	<u>1ヶ月当たり18,000円</u>
地域交流室	200円	400円	400円	800円	—
地域活動室（和室）	200円	400円	400円	800円	—
地域交流ホール	400円	800円	800円	1,600円	—
研修室（調理実習室）	300円	600円	600円	1,200円	—

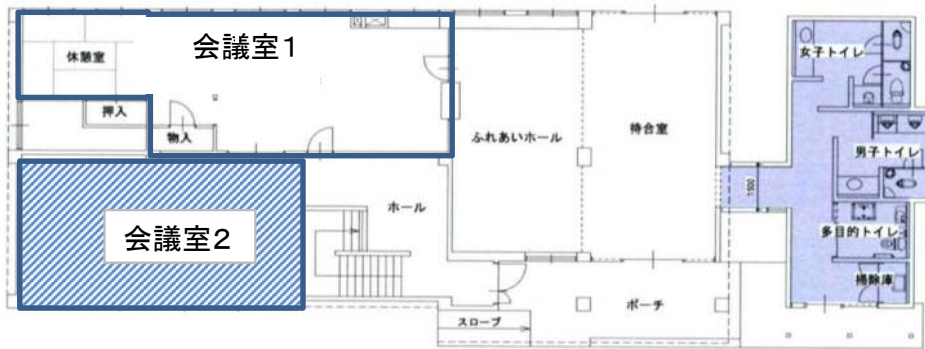
②第8条第3項を追加し、利用料金の減免等についての項目を明記する。

3. 施行期日

平成27年10月1日

(参考)

【遊学館 1階 平面図】



(遊学館利用状況)

○会議室1（60㎡） 伯耆町バス事業のバス運転手休憩室(町事業)

○会議室2（41㎡） 伯耆町シルバー人材センター伯耆支所(予定)平成27年10月以降

議案番号	伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について				
62					
(提案理由及び概要)					
1. 理由	<p>(1) 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例が本年6月30日に公布され、子どもに対する特別医療費の助成対象者が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 修学等のため本町に住所を有しない者で、国民健康保険法の規定より、伯耆町国民健康保険の被保険者とされる者は、特別医療費の助成対象としているが、条例に明記されていなかったため、明文化する。</p>				
2. 概要	<p>(1) 子どもに対する特別医療費の助成対象を、現行の「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」から、「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」に拡大する。</p> <p>(2) 「修学中の被保険者の特例」の取扱いについて、明文化する。</p>				
3. 施行期日	<p>(1) 平成28年4月1日</p> <p>(2) 公布の日から</p>				
(参考)					
1. 拡大の内容	<p>小児特別医療費助成については、現在中学校卒業までを対象年齢としているところ、高校卒業相当年齢まで拡大する。</p>				
	現行		拡大案		
対象年齢	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		
	※中学校卒業まで		※高校卒業相当まで		
所得制限	なし				
患者負担	<p>■入院：1,200円/日（低所得者世帯は月15日を限度とし、以降無料）</p> <p>■通院：530円/回（医療機関ごとに月4日を限度とし、以降無料）</p>				
特別医療費助成方法	<p>■県内の医療機関で、特別医療費受給資格証と保険証を提示して受診すると、患者負担額が入院の場合は、1日1,200円、通院の場合は1回530円までとなる。（現物払）</p> <p>■やむを得ない事情により受給資格証を提示せずに受診した場合や、県外の医療機関で受診した場合等は、その領収証と受給資格証を提示して役場に申請させ、患者負担額との差額を申請者に支給する。（償還払）</p>				
根拠法令	伯耆町特別医療費助成条例、伯耆町特別医療費助成条例施行規則				
拡大案の施行日 平成28年4月1日（鳥取県内統一施行）					
2. 小児特別医療費推計 (単位：人、千円)					
	対象人数	総医療費	自己負担	内訳	
				特別医療費	患者負担
0歳～15歳まで	1,405	151,322	35,256	27,019	8,237
16歳～18歳まで	317	15,434	4,630	3,790	840
合計	1,722	166,756	39,886	30,809	9,077
※対象人数は、平成27年4月1日現在の住基人口（0歳～18歳）					
※医療費推計は、平成24年度国民医療費の概況（厚生労働省平成26年10月8日）から推計した0歳～15歳の医療費に対する16歳～18歳の医療費比率（10.2%）を平成25年度伯耆町小児特別医療費の対象医療費に乗じて求めた。					
3. 今後のスケジュール					
(1) 条例改正及び関連予算の提出	平成27年9月議会				
(2) 医療費助成システムの改修	平成27年10月				
(3) 対象世帯に手続案内（個別送付）	平成27年12月				
・ 中学卒業年齢以下の者分は新受給者証を同封して送付					
(4) 町報、チラシ等で制度拡大の広報	平成27年12月				
(5) 新規対象者の受給者証受付・交付	平成28年1月から3月				

議案番号	伯耆町立小中学校設置条例の一部改正について
63	

(提案理由及び概要)

- 理由 平成28年4月に伯耆町立溝口小学校と伯耆町立日光小学校を統合した新しい小学校「伯耆町立溝口小学校」を開設することに伴い、所要の改正を行うもの。
- 概要 条例3条に規定する学校の名称及び位置を次のとおりとする。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
伯耆町立溝口小学校	鳥取県西伯郡伯耆町溝口309番地	伯耆町立溝口小学校	鳥取県西伯郡伯耆町溝口309番地
伯耆町立二部小学校	鳥取県西伯郡伯耆町二部1617番地	伯耆町立二部小学校	鳥取県西伯郡伯耆町二部1617番地
伯耆町立八郷小学校	鳥取県西伯郡伯耆町真野971番地	伯耆町立日光小学校	鳥取県西伯郡伯耆町柝原29番地
伯耆町立岸本小学校	鳥取県西伯郡伯耆町吉長78番地2	伯耆町立日光小学校添谷分校	鳥取県西伯郡伯耆町添谷381番地
		伯耆町立八郷小学校	鳥取県西伯郡伯耆町真野971番地
		伯耆町立岸本小学校	鳥取県西伯郡伯耆町吉長78番地2

また、附則により次の条例について「日光小学校」が表記されている部分を削る。

- ・伯耆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表（第2条関係） 抜粋

改正後			改正前		
区分	報酬額		区分	報酬額	
学校医師	岸本小学校	年額 117,000円	学校医師	岸本小学校	年額 117,000円
	八郷小学校	同 85,000円		八郷小学校	同 85,000円
	溝口小学校	同 117,000円		溝口小学校	同 117,000円
	二部小学校	同 85,000円		二部小学校	同 85,000円
	岸本中学校	同 117,000円		日光小学校	同 68,000円
	溝口中学校	同 117,000円		岸本中学校	同 117,000円
学校歯科医師	岸本小学校	同 117,000円	学校歯科医師	岸本小学校	同 117,000円
	八郷小学校	同 85,000円		八郷小学校	同 85,000円
	溝口小学校	同 117,000円		溝口小学校	同 117,000円
	二部小学校	同 85,000円		二部小学校	同 85,000円
	岸本中学校	同 117,000円		日光小学校	同 68,000円
	溝口中学校	同 117,000円		岸本中学校	同 117,000円
学校薬剤師	岸本小学校	同 64,000円	学校薬剤師	岸本小学校	同 64,000円
	八郷小学校	同 61,000円		八郷小学校	同 61,000円
	溝口小学校	同 64,000円		溝口小学校	同 64,000円
	二部小学校	同 61,000円		二部小学校	同 61,000円
	岸本中学校	同 64,000円		日光小学校	同 48,000円
	溝口中学校	同 64,000円		岸本中学校	同 64,000円
			溝口中学校	同 64,000円	

- ・伯耆町型バス事業に関する条例

別表第1（第4条関係） 抜粋

改正後		改正前	
事業区分	運行路線、区域	事業区分	運行路線、区域
スクールバス事業	溝口中学校区域（溝口中学校、溝口小学校、二部小学校）	スクールバス事業	溝口中学校区域（溝口中学校、溝口小学校、二部小学校、日光小学校）

3. 施行期日

平成28年4月1日